

評議員・役員報酬及び旅費規程

社会福祉法人藤枝すみれ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤枝すみれ会定款第8条及び第21条の規定に基づき評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき及び役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 報酬及び実費弁償は出席の都度現金支給とする。

(評議員及び理事の報酬)

第4条 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が業務執行のために勤務した場合又は理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 報酬及び実費弁償は毎月末締し、翌月最初の出席日に現金支給とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 報酬及び実費弁償は出席の都度現金支給とする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

1. この規程は、法人設立後、第1回の理事会・評議員会の承認の日から施行し、同日から適用するものとする。

2. 平成 28 年 4 月 1 日改正
3. 平成 29 年 2 月 1 日改正
4. 平成 29 年 4 月 1 日改正
5. 2021 年 4 月 15 日改正

別表 1（第 3 条関係 評議員会及び理事会の出席）

名 称	報 酬	弁償額	
評議員会出席報酬等	5,000円	片道2Km未満	1,000円
		片道4Km未満	1,200円
		片道7Km未満	1,400円
		片道10Km以上	1,800円
理事会出席報酬等	5,000円	同上	

別表 2（第 4 条関係 評議員及び理事の勤務報酬、第 5 条関係 監事の勤務報酬）

名 称	報 酬		弁償額	
評議員及び理事業務報酬等	2時間未満	2,000円	片道2Km未満	1,000円
	2時間以上		片道4Km未満	1,200円
	4時間未満	4,000円	片道7Km未満	1,400円
	4時間以上	6,000円	片道10Km以上	1,800円
監事監査指導報酬等	同上		同上	

別表 3（第 6 条関係 評議員及び役員の出張旅費） 旅費支給表

種 類		内 容
鉄道賃		旅客運賃実費を支給する。ただし、急行列車が運行する路線で片道50Km以上の場合は急行料金を、片道100Km以上の場合は特別急行料金を、又新幹線を利用できる区間については新幹線の特別急行料金を支給する。
航空賃		旅客運賃実費を支給する。
船舶賃		旅客運賃実費を支給する。ただし、等級が3階級に区分されている場合は中級とする。また、2階級の場合は上級料金とする。
車賃	バス、タクシーを利用した場合	実費を支給する。
	法人の公用車を使用した場合	支給しない。ただし、有料道路交通料金、駐車料金については、その額を支給する。
宿泊料	一般宿泊施設利用	1泊15,000円を上限に実費を支給する。
	会議、研修等で主催者の指定施設	実費を支給する。
	車中泊、船舶泊	実費を支給する。
日当		1日につき、定額6,000円
食料	宿泊料金に含まれていない場合に限る	朝食 1,000円/回（定額）
		夕食 3,000円/回（定額）